「笠間市空家等対策計画」を策定

市では、平成25年度から推進してきた空家等に対する施策について、より総合的・計画的な空家等対策を実施するため、「笠間市空家等対策計画」を策定しました。

本計画は、今年度から33年度までにおける空家等対策に係る基本的な方針に基づき、さまざまな施策を展開していきます。

【対象地区】 市内全域

【目　　的】 ○市民の生命、身体または財産を保護し、生活環境の保全を図る。
○空家等の利活用を促進することにより地域の活性化に資する。

【定　　義】

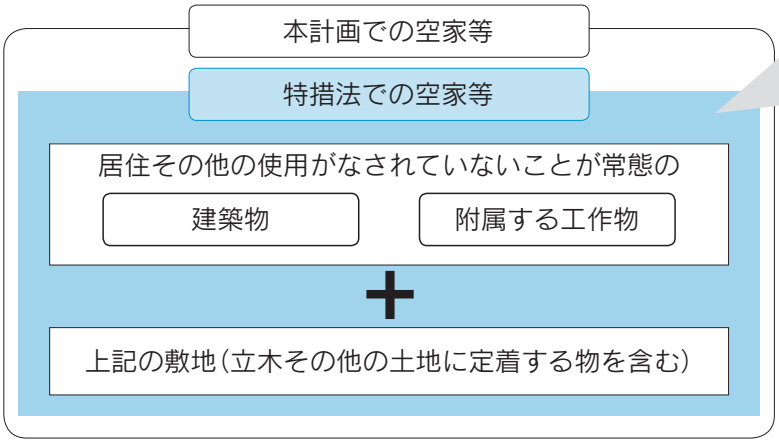

■空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、特措法という。）

（定義）
第2条　この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

※「特定空家等」とは
①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。
②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。
③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

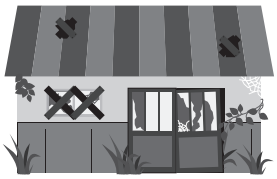

【空家等の実態 ～平成28年度空家候補調査結果～】

地　区	住宅総数（店舗、賃貸用の住宅を含む）（戸）			住宅総数（店舗、賃貸用の住宅を除く）（戸）		
		空家候補数（戸）	空家候補率（%）		空家候補数（戸）	空家候補率（%）
笠　間	12,306	620	5.0	9,636	420	4.4
友　部	14,122	674	4.8	11,668	401	3.4
岩　間	7,061	376	5.3	5,606	261	4.7
計	33,489	1,670	5.0	26,910	1,082	4.0

【基本的な方針等】

1　空家等の発生抑制

相続等に当たって必要な手続きや適正管理について周知・啓発するなどの予防的な措置を講じることにより、空家等の発生抑制を図ります。

例）相談会の開催、利活用促進に向けた一貫したサポートを行う「空家コーディネーター」の配置等。

2　管理不全状態空家等の抑制・解消

空家等の管理が適正に行われるよう、条例・法令に基づき所有者等に助言・指導等を行います。特定空家等は、特措法に基づき必要な措置を講じるほか、他法令との連携により、対策を講じます。

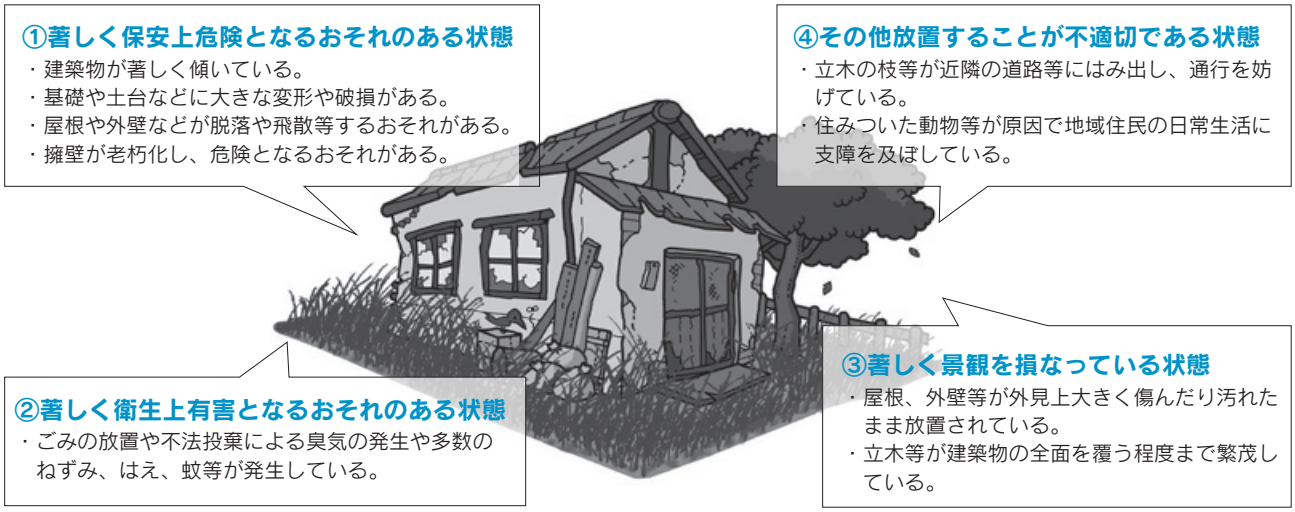

特定空家等が及ぼす影響（イメージ例）

3　空家等の市場流通・利活用の推進

空家バンク制度の推進および民間における市場流通の促進により、空家等を有効に利活用する取り組みを推進します。

笠間市空家バンク制度　移住促進と空家の解消を目指し、空家の情報を提供する制度です。

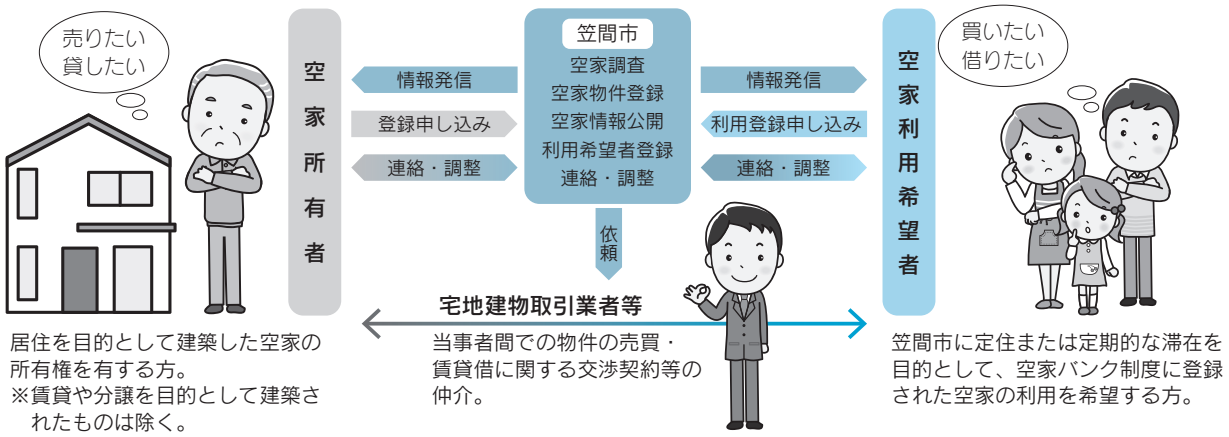

居住を目的として建築した空家の所有権を有する方。
※賃貸や分譲を目的として建築されたものは除く。

当事者間での物件の売買・賃貸借に関する交渉契約等の仲介。

笠間市に定住または定期的な滞在を目的として、空家バンク制度に登録された空家の利用を希望する方。

【問い合わせ】都市計画課空家政策推進室（内線587）

TOKYO SOIR 東京ソワール OUTLET

全品10%OFFクーポン!!（こちらのクーポンを切り取ってレジにてご提示ください）
※2017年12月31日まで有効

ブラックフォーマル、カラーフォーマルはもちろん、
周辺のアクセサリーまで充実した品揃えで、
皆さまのご来店をスタッフ一同お待ちしております。

店舗名　あみプレミアム・アウトレット　東京ソワール アウトレット
所在地　〒300-1161
茨城県稲敷郡阿見町よしわら 4-1-1 720 区
TEL　0298-89-8090（店舗直通）